

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

①

消防計画作成（変更）届出書

② 年 月 日

大洲地区広域消防事務組合消防長 殿

③  防火 管理者  
 防災

④ 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

別添のとおり、<sup>③</sup> 防火 <sup>①</sup>管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。  
 防災

管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	⑤		
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物	⑥		
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）	⑦		
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 （変更の場合は、変更後の名称）	⑧		
防火対象物 又は _____ の用途 <sup>※1</sup> 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）	⑨	令別表第1 <sup>※1</sup>	⑩（ ）項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）	⑪		
受 付 欄 <sup>※2</sup>	経 過 欄 <sup>※2</sup>		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。  
 3 ※1欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の情報を記入すること。  
 4 ※2欄は、記入しないこと。



(3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置

(4) 防火管理者の補佐

(自主点検検査を行うための組織)

第7条 建物、火気使用設備器具等及び消防用設備等の適切な機能を維持するための自主点検検査を実施する組織は、別表2のとおりとする。

(自主点検検査の時期)

第8条 自主点検検査の実施時期は次のとおりとする。

点検実施月日	実施月日		検査実施月日	実施月日
	機器点検	総合点検		
消防用設備等	○月○日	月日	建築物等	○月○日
	△月△日	月日		△月△日
消火器	○月○日	○月○日	火気使用設備等	○月○日
	△月△日	月日		△月△日
自動火災報知設備	○月○日	○月○日	危険物施設	○月○日
	△月△日	月日		△月△日
屋内消火栓設備	○月○日	○月○日	電気設備	○月○日
	△月△日	月日		△月△日
誘導灯	○月○日	月日		○月○日
	△月△日	月日		△月△日
	月日	月日		月日
	月日	月日		月日

(点検検査結果の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火対象物維持台帳」に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、1年に1回消防長に報告しなければならない。  
※非特定防火対象物は3年に1回

### 第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項

(従業者の遵守事項)

第11条 ○○○○に勤務するすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は指定した場所で行うこと。  
(火気使用時の遵守事項)

第12条 火気等を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用后必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行うものは、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には、吸いがら等を指定の場所へ集めること。

#### 第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第13条 ○○○○の自衛消防組織として ○○○○を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を別表3のとおり指定する。

係 別	任 務 内 容
隊 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自衛消防隊の各係員に対し、指揮、命令を行うとともに消防隊と密接な連携を図る。</li> <li>○ 避難状況の把握を行う。</li> </ul>
指 揮 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 隊長を補佐し指示、命令の伝達にあたる。</li> </ul>
通報連絡係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防機関に対する通報及び確認を行う。</li> <li>○ 出火の報知及び消防隊への情報の提供にあたる。</li> </ul>
消 火 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火器等を用い消火作業にあたる。</li> </ul>
避難誘導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常口等を開放し避難誘導にあたる。</li> <li>○ 避難器具の設定、操作にあたる。</li> </ul>

(避難経路図等)

第14条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防設備等の設置位置及び屋外に通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業者全てに周知徹底しなければならない。

#### 第5章 震災対策

(震災予防措置)

第15条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び陳列物件の倒壊、転落、落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装



(訓練の実施時期及びその内容)

第 20 条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

訓 練 種 別		実施月日	訓 練 内 容
総 合 訓 練		○月 ○日	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請すること。
		△月 △日	
部分訓練	消火訓練	○月 ○日	消火器具の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
		△月 △日	
	通報訓練	○月 ○日	消防機関（119）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
		△月 △日	
	避難訓練	○月 ○日	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。
		△月 △日	

(訓練の実施報告)








第 21 条 防火管理者は、前条の訓練を実施する場合にはあらかじめ、その旨を消防署に通報しなければならない。

附 則

この消防計画は、 ○○年○○月○○日から実施する。



別表1

予 防 管 理 組 織 編 成 表

防 火 管 理 者	担 当 区 域	火 元 責 任 者
		
		
		







別表2

自主点検・検査編成表

種 別	施設・設備区分	実 施 者
自 主 点 検	消 火 器	
	屋 内 消 火 栓 設 備	
	自 動 火 災 報 知 設 備	
	非 常 警 報 設 備	
	避 難 器 具	
	誘 導 灯	
自 主 検 査	建 築 物	
	火 気 使 用 設 備 ・ 器 具	
	電 気 設 備	
	危 険 物 施 設	



別表 3

自衛消防隊長	係 別	氏 名
	指 揮 係	
	通 報 連 絡 係	
	消 火 係	
		
		
	避 難 誘 導 係	